

群馬大学大学院理工学府人事・予算委員会規程

平成26. 4. 1 制定

改正 令和 2. 1. 15 令和 3. 4. 1
令和 7. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学大学院理工学府に、群馬大学大学院理工学府人事・予算委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の資格審査基準に関すること。
- (2) 教員の資格審査に関すること。
- (3) 教員の選考に関すること。
- (4) 教員の評価に関すること。
- (5) 予算の配分、運用及び決算に関すること。
- (6) 研究推進支援センターの管理運営に関すること。
- (7) その他教員人事及び予算に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学府長が指名し、教授会の承認を得た委員長
- (2) 理工学基盤部門長
- (3) 理工学府の各プログラムから選出された委員 各1人
- (4) その他学府長が指名する教員 若干人

(任 期)

第4条 委員長の任期は2年とし、委員の任期は1年とする。

(会 議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告等)

第6条 委員長は、委員会の審議結果を教授会に提案又は報告する。

(部 会)

第7条 審議の円滑を図るため、委員会に必要に応じて部会を置くことができる。

(ピアレビュー委員会)

第8条 教員評価を円滑に行うため、ピアレビュー委員会を置く。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、庶務係及び会計係において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学府教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。